

公有財産 入札要領

入札実施日

令和 7 年 9 月 17 日（水）

豊川市

【お問い合わせ先】

財務部財産管理課管財係

電話 0533-89-2108（直通）

FAX 0533-89-2163

目 次

1	公有財産入札要領	1 ~ 7
2	売払い物件一覧表	8
3	物件調書及び位置図	9 ~ 15
4	様式	16 ~ 28

公有財産入札要領

1 入札物件

- (1) 入札に付す物件は、売払い物件一覧表及び物件調書のとおりです。
- (2) 物件は、全て現状有姿での引渡しとなります。そのため、工作物（フェンス、擁壁、給排水施設、舗装など）及び樹木等がある場合についても現状有姿のまま引渡します。
- (3) 物件調書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり、今回の入札に関する現地説明会は行いませんので、物件位置図等により、必ず現地確認や建築基準法等の諸規制の確認をしてください。
- (4) 物件番号1の豊川駅東土地区画整理事業32街区6画地は、地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査等を実施しておりません。市として知りえない地下埋設物が発見された場合等に、撤去等の責任を負うことはできませんので、あらかじめお含みおきください。
- (5) 物件番号2の豊川市御津町西方揚浜14番1については、土地利用にかかる特約条件を付しています。特約条件は、当該入札要領の「2入札にあたって（3）土地利用に係る特約条件」に記載がありますので必ず確認をしてください。
- (6) 物件番号3の豊川市萩町神田48番2外17筆については、土地利用にかかる特約条件を付しています。特約条件は、当該入札要領の「2入札にあたって（3）土地利用に係る特約条件」に記載がありますので必ず確認をしてください。

2 入札参加にあたって

(1) 注意事項

- ① 入札に参加を希望される方は、この要領をよく読んだうえで入札してください。入札後、本要領及び物件調書、物件の現況等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- ② 予定価格未満での入札は無効とします。
- ③ この要領に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）及び豊川市契約規則（昭和45年豊川市規則第15号）の定めるところにより処理します。

(2) 参加資格

入札に参加できる方は、次のいずれにも該当しない方とします。

- ① 不動産の売買契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- ③ 過去2年間に於いて、令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことがある者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する暴力団員及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項第2号、第3号又は第4号に掲げる者
- ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の構成員
- ⑦ 豊川市の市税を滞納している者
- ⑧ 法第238条の3第1項の規定に該当する豊川市職員
- ⑨ 入札までに入札保証金を納付しない者

(3) 土地利用に係る特約条件

物件番号2の豊川市御津町西方揚浜14番1については、居住系の住宅用地としての用途（一戸建て住宅、併用住宅のみ可能とする。）指定の売買契約となります。なお、落札者には契約の締結後、原則1年以内に当該用地にかかる土地利用計画書を提出していただきます（任意様式）。また、上記用途住宅等の建築は、土地利用計画書提出後、3年以内に行うものとします。

物件番号3の豊川市萩町神田48番2外17筆については、豊川市土地利用事業指導要綱に基づく協議及び都市計画法に基づく許可（愛知県開発審査会基準第17号（既存の宅地における開発行為又は建築行為等）以下「審査会基準17号」）が必要となります。また、建築物の建築は、審査会基準17号の「建築許可見込みあり」となっている区域のみ可能となります。※（建築課との調整事項）参照
手続等の詳細や不明な点につきましては建築課開発指導係までお問い合わせください。

（建築課との調整事項）

- ・土地利用事業指導要綱に基づく協議は、敷地全体に対して実施していただきます。
- ・都市計画法に基づく許可申請については、今後区割りされる区画ごとに実施していただきます。
- ・事前に「審査会基準17号」の基準を確認のうえ、土地利用計画図を作成し、建築課へ相談してください。（相談がない場合、計画の変更が必要となる場合があります。）
- ・計画の内容が開発許可の要件に該当する場合は、開発許可申請となります。
- ・豊川市は、全域が盛土規制法における、宅地造成等工事規制区域となっています。30cm以上の盛土を500㎡以上行う場合など、盛土規制法の規制を受ける工事を行う場合は、事前相談及び許可申請が必要です。

また、道路の整備、上水道配水管布設替えなど、契約締結後、詳細事項の打合せを関係部署と実施することが必要となります。※（関係部署との打合せ事項）参照

（関係部署との打合せ事項）

- ・周辺道路損傷回復等のため契約締結者と周辺道路整備・配水管布設替、排水側溝整備、児童遊園の遊具の取扱い等について建設部等の関係部署との調整が必要となります。
- ・道路整備及び配水管布設替等については、調整後に設計業務を行った後、工事を施工するため整備完了までに1年半程度期間を要する場合があります。
- ・当該区域は下水道処理区域外です。雨水、汚水は排水先の管理者との協議が必要です。
- ・埋蔵文化財の区域内であるため、生涯学習課と協議が必要です。

※上記以外にも、必要に応じて関係部署との協議をお願いします。

3 入札の参加方法

(1) 入札の参加申込み手続き

① 入札参加申込み手続きの受付期間及び場所

期 間	令和7年9月4日（木）から令和7年9月12日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで （土・日曜日、祝日の受付及び郵送による受付はいたしません。）
場 所	豊川市役所北庁舎3階 財務部財産管理課管財係 TEL 0533-89-2108（直通）

※注1 各入札の時間は、受付後、入札日までに連絡いたします。

② 必要書類

入札参加申込み手続きに必要な書類は次のとおりです。所定の事項を記入のうえ提出してください。

- ア 公有財産一般競争入札参加申込書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 同意書兼市税滞納情報照会書（様式第3号）
- エ 3か月以内に取得した住民票（個人の場合のみ）
- オ 3か月以内法人登記簿謄本（法人の場合のみ）

③注意事項

公有財産一般競争入札参加申込書（様式第1号）には、落札した場合に契約する方の氏名を記入（共有名義で契約を予定される方は連名で記入、法人にあっては名称・代表者名を記入）してください。申請者と異なった契約は認められません。

(2) 入札保証金の納付

- ① 入札に参加するためには、入札保証金をあらかじめ納付する必要があります。
入札保証金は、売払い物件一覧表に定める金額を、入札参加申し込みの受付時に市が発行する納入通知書により納付していただきます。

② 入札保証金の納付期間及び納付場所

期 間	令和7年9月4日（木）から令和7年9月16日（火）
場 所	市が発行する納入通知書兼領収書の裏面に記載のうち 豊川市指定金融機関等の本・支店窓口等

③ 入札保証金の領収書の確認

入札保証金を納付されますと、領収日付印が押された領収書が発行されます。入札日に領収書を確認させていただきますので大切に保管してください。

4 入札物件の購入にあたっての条件

物件の売買契約に際しては、次の条件がありますので、あらかじめお含みおきのうえ、入札に参加してください。

(1) 用途及び建築等の制限

- ① 物件の建築については、建築基準法を遵守してください。なお、建築基準法関係については建築課へご相談ください。
- ② 物件を近隣住民との紛争を引き起こす原因となるような用途や利用に使用することはできません。

(2) 物件の態様

物件は現状有姿での所有権移転とし、乗り入れ口の設置や変更、擁壁、外構工事等は落札者の負担において行っていただきます。

(3) 物件引渡し後の費用負担

上下水道・電気・ガス等の各戸への引き込みに必要となる費用等、物件の引渡し以後に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。詳しくは、各事業者にお問い合わせください。

※上下水道については、豊川市お客さま料金センター（豊川市一宮庁舎1階）
電話番号0533-93-3216にお問い合わせください。

(4) 実地調査

用途の制限に関し、禁止事項の違反の有無等を確認するために、落札者に対して参考となるべき資料の提出を求めたり、物件を調査させていただく場合があります。

(5) 契約違反の取扱い

契約時に付された条件に違反した場合は、違約金（契約金額の10%に相当する額）や損害賠償を請求する場合があります。さらに、契約の解除を行うこともあります。

5 入札時の留意事項

(1) 入札執行

- ① 入札執行の日時及び場所（必ずご来場ください。）
- ② 各入札の執行予定時間は、入札参加申込みを受付された方に事前連絡します。

日 時	令和7年9月17日（水）午前10時から順次執行予定
場 所	豊川市役所 本33会議室（本庁舎3階）

入札当日は、入札の30分前から受付を行いますので、必ず入札保証金の領収書の提示と入札保証金還付請求書及び口座振込依頼書（様式第4号）をご提出ください。

※注1 物件番号順に入札しますので、売払い物件が複数ある場合、物件番号2以降の受付、入札の時間が予定と異なる場合があります。

※注2 受付時に、入札保証金領収書の提示がなく入金確認ができない場合は、入札に参加することができませんのでご注意ください。

③ 入札日に必要な書類等

- ア 入札書（様式第6号）
- イ 入札保証金領収書（金融機関の領収日付印が押印されたもの）
- ウ 入札保証金還付請求書及び口座振込依頼書（様式第4号）
- エ 委任状（代理人が入札される場合）（様式第7号）

(2) 入札書の記載事項

- ① 入札書には、入札者の住所及び氏名（法人にあってはその所在地、名称及び代表者氏名）、土地の表示、入札金額を記入してください。
- ② 入札金額は、予定価格（最低入札価格）以上の金額を記入してください。
予定価格（最低入札価格）は、売払い物件一覧表に記載されております。
- ③ 入札金額の記入は、算用数字を用い、最初の数字の前に「金」又は「¥」の文字を記入してください。

(3) 入札の方法

- ① 入札書に入札者の住所及び氏名（法人にあってはその所在地、名称及び代表者氏名）を記入し、市の担当者の指示に従い、入札会場に設置された入札箱に入れてください。
- ② 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効となりますのでご注意ください。

- ① 公有財産一般競争入札参加申込書及び誓約書を提出していない者のした入札
- ② 入札参加資格を有しない者のした入札
- ③ 所定の期間までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- ④ 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- ⑤ 入札価格が予定価格に達していない入札
- ⑥ 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- ⑦ 入札書に記名のない入札
- ⑧ 入札書の金額が訂正されている入札
- ⑨ 入札書の記載事項が確認できない入札
- ⑩ 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- ⑪ その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

(5) 開 札

開札は入札完了後、即時行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に同席しない場合には、入札に関係のない市の職員を立ち会わせて開札します。

(6) 落札者の決定

落札者は、市の予定価格（最低入札価格）以上で最高金額の入札者を落札者とします。ただし、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札に関係のない市の職員にくじを引かせます。

(7) 落札者の公表

落札情報（入札金額、入札者名等）は原則、公表いたしません。

6 入札保証金

(1) 入札保証金の還付

- ① 入札保証金は、落札者以外の入札者に対しては入札終了後に還付の手続きを行います。また落札者となられた方が納付した入札保証金は、契約締結後に

還付しますが、本人の申し出により契約保証金及び売払代金に充当することができます。この場合、契約保証金充当申出書兼売払代金充当申出書（様式第5号）を契約時に提出していただきます。

- ② 入札保証金の還付はすべて口座振込で行います。入札者が入札当日に提出する入札保証金還付請求書及び口座振込依頼書により指定されている口座に振込みます。振込みには、約2週間程度かかりますので、予めご了承ください。
- ③ 入札保証金には、納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息は付しません。

7 契約の締結と物件の引渡し

(1) 契約の締結等

契約締結期間	落札後から令和7年9月30日（火）までの間
--------	-----------------------

- ① 期限までに契約を締結されない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は市に帰属することとなりますのでご注意ください。
- ② 売買契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、落札者の負担となります。
- ③ 契約の締結日までに、市が発行する納入通知書により契約保証金として売買代金の100分の10以上に相当する金額を納付してください。（契約時に売買代金を即納する場合は必要ありません。）

(2) 売買代金の支払

契約を締結した者は、契約締結の日から30日以内に売買代金（入札保証金及び契約保証金として納付した金額を除いた金額）を市の発行する納入通知書により納付していただきます。

(3) 所有権の移転及び物件の引渡し

売買代金を全額納付されたときに所有権が移転するものとします。また、同時に土地の引渡しがあったものとします。

(4) 所有権移転登記

- ① 物件の引渡し後、落札者の請求により市が所有権移転登記の嘱託手続きを行います。
- ② 所有権移転登記に必要となる登録免許税は、落札者の負担となります。
- ③ 登記が完了次第、登記完了書類を直接お渡しいたします。

8 この要領についてご不明な点等がありましたら、表紙に記載のお問い合わせ先にご連絡ください。

入札日: 令和7年9月17日(水)

入札までに入金

契約までに入金

物件 番号	所 在 地	地目	面積		単価(円)		用途地域	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金 (円)
			㎡	坪(約)	単価/㎡	単価/坪		金額(円)	
1	豊川駅東土地区画 整理事業32街区6画 地	宅地 (畑)	141.20	42.71	69,736	230,549	第一種住居 地域	9,846,750	493,000
2	豊川市御津町西方 揚浜14番1	宅地	1,643.80	497.25	22,135	73,174	第一種住居 地域	36,385,950	1,820,000
3	豊川市萩町神田48 番2外17筆	宅地	5836.44	1,765.52	15,800	52,206	指定なし (市街化調 整区域)	92,170,000	4,609,000

0.05

●特記事項

物件番号1・・・豊川駅東土地区画整理事業32街区6画地

- (1) 豊川駅東土地区画整理事業地区内の仮換地となります。
- (2) 141.20㎡は、権利面積です。実測面積は、141.47㎡で、面積の差0.27㎡は(3)の清算金の対象となります。
- (3) 換地処分公告後、当該事業の施行者から換地処分公告の日の翌日における土地所有者に対して清算金の徴収又は交付が行われることがあります。その際の債権債務の一切を買主は承継します。
- (4) 地目欄のかっこ書きは、仮換地の従前地目です。
- (5) 建築行為等には、建築基準法、土地区画整理法、都市計画法等の制限があります。
- (6) 所有権移転登記を行うため、農地法第5条の規定による農地転用届出書を提出する必要があります。
- なお、自己の所有地となった後に宅地として地目変更を行う場合の手続きについては、市のホームページ(豊川市農業委員会、農地の権利移転及び転用について、農地を転用(農地以外の目的に使用)したい)をご覧ください。

物件番号2・・・豊川市御津町西方揚浜14番1

- (1) 市営みなと住宅の跡地です。

物件番号3・・・豊川市萩町神田48番2外17筆

- (1) 市営萩住宅の跡地です。

※物件の詳細については、各物件調書をご覧ください。

0.1

契約保証金 (円)
985,000
3,639,000
9,217,000

物件調書

物件番号	1				
所在地		豊川駅東土地区画整理事業32街区6画地（仮換地）			
地積		仮換地積	141.20㎡	実測面積	141.47㎡
地目		現況	宅地（従前地目 畑）		
接道状況		市道に接道			
売却価格		金 9,846,750 円 （ 69,736 円／㎡ 230,549 円／坪）			
法規制等	用途地域	第一種住居地域			
	容積率	200%			
	建ぺい率	60%			
	高さ制限	なし			
	防火地域	指定なし（建築基準法第22条指定）			
供給施設	上水道	引込可			
	下水道	引込可			
	ガス	プロパンガス			
	電気	引込可			
交通	バス	豊川市コミュニティバス 馬場町		約0.6km	
	鉄道	名鉄 豊川稲荷駅 JR 東海飯田線 豊川駅		約0.8km	
公共施設	市役所	豊川市役所		約2.5km	
	小学校	豊川市立豊川小学校		約0.8km	
	中学校	豊川市立東部中学校		約1.6km	
備考	・豊川駅東土地区画整理事業地区内の仮換地です。 ・建築行為等には建築基準法、土地区画整理法、都市計画法等の制限があります。 ・換地処分の公告後、当該事業の施行者から換地処分の公告の日の翌日における土地所有者に対して清算金の徴収又は交付が行われることがあります。その際の債権債務の一切を買主は承継します。 ・実測面積は、平成30年4月5日に測量した数値です。 ・農地法第5条の規定による農地転用届出書を提出する必要があります。				

位 置 図（豊川駅東土地地区画整理事業32街区6画地）



整 理 図

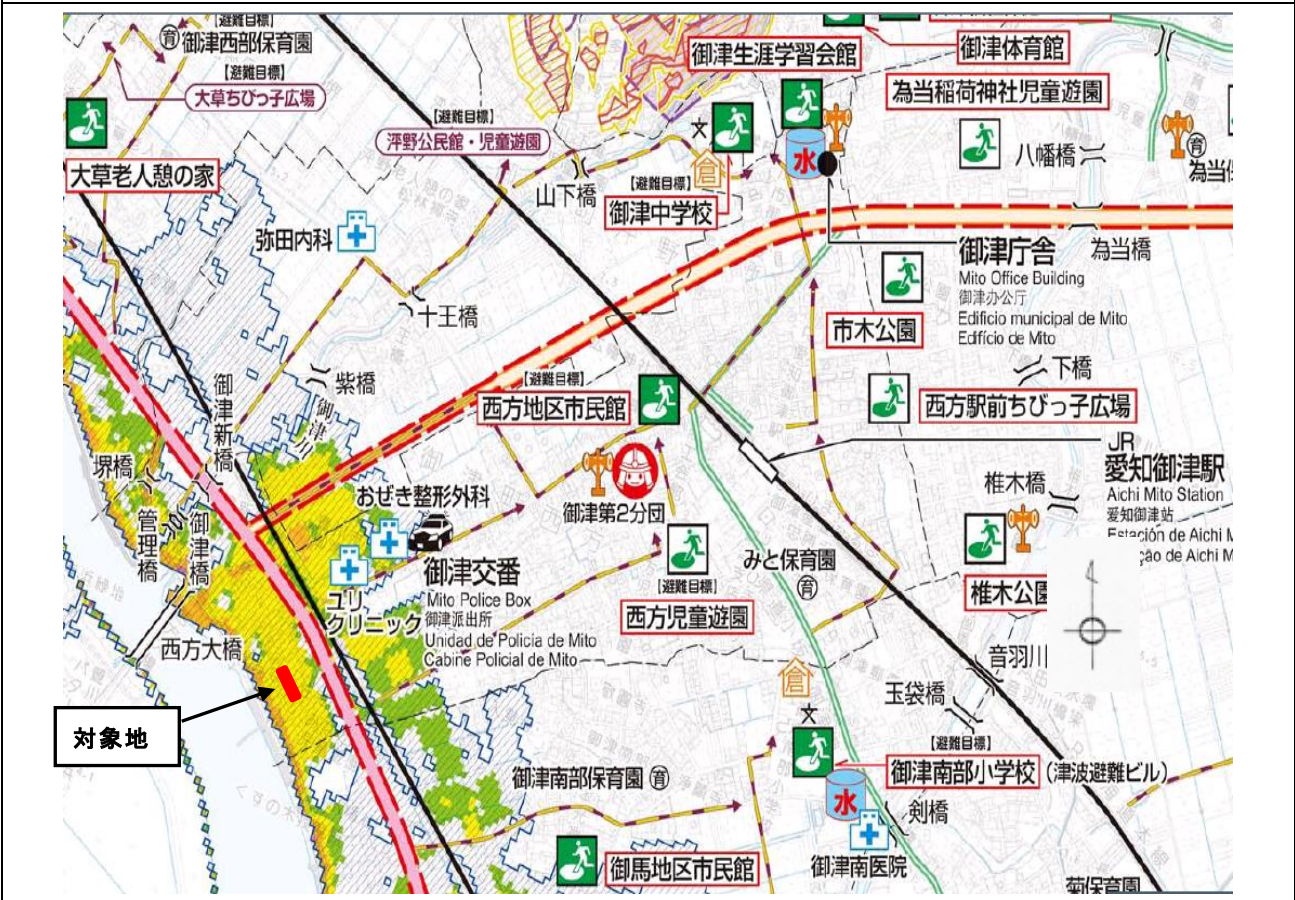


物件調書

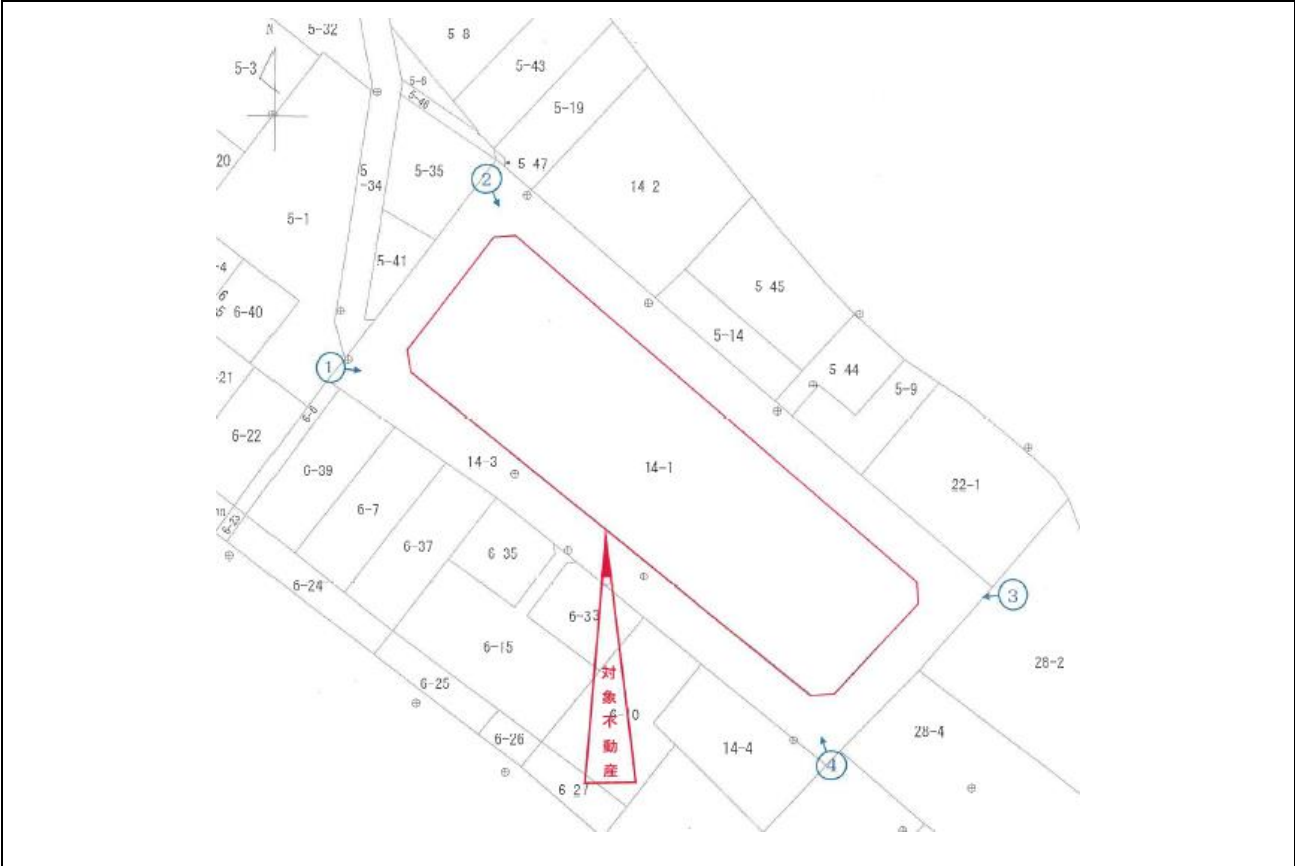
物件番号	2				
所在地		豊川市御津町西方揚浜 1 4 番 1			
地積	実測	1, 6 4 3. 8 0 m ²	公簿	1, 6 4 3. 8 0 m ²	
地目	現況	宅地	公簿	宅地	
接道状況		市道に接道			
予定価格		金 3 6, 3 8 5, 9 5 0 円 (2 2, 1 3 5 円／m ² 7 3, 1 7 4 円／坪)			
法規制等	用途地域	第一種住居地域			
	容積率	2 0 0 %			
	建ぺい率	6 0 %			
	高さ制限	なし			
	防火地域	指定なし（建築基準法第 2 2 条指定）			
供給施設	上水道	引込可			
	下水道	引込可			
	ガス	プロパンガス			
	電気	引込可			
交通	バス	豊川市コミュニティバス 石国産業前		約 0. 2 k m	
	鉄道	JR 東海道本線 愛知御津駅		約 1. 1 k m	
公共施設	市役所	豊川市御津支所		約 1. 4 k m	
	小学校	豊川市立御津南部小学校		約 1. 4 k m	
	中学校	豊川市立御津中学校		約 1. 4 k m	
備考	・市営みなと住宅の跡地です。 ・平成 30 年度、令和元年度及び令和 2 年度に市営住宅の解体工事を実施しました。 ・平成 30 年度、令和元年度に実施した一部解体工事の際に、深さ 50cm までの地下埋設物を撤去し、残りの住宅を令和 2 年度実施の解体工事で掘削した際に、深さ 1m から地中埋設物（コンクリート殻等の管理型混合廃棄物）が発見され、地下埋設物の除却処分を実施しました。 ・50cm ～ 1m 以下の地中に市営みなと住宅の建設時の地盤補強の鋼杭があります。 ・令和 3 年度に周辺道路の補修整備工事を実施しました。 ・境界確認を実施しました。（令和元年 6 月 28 日） ・水道の敷設等については、水道整備課に事前相談が必要です。				

物件番号 2 : 御津町西方揚浜

位 置 図（御津町西方揚浜 1 4 番 1）



整 理 図



物件調書

物件 番 号	3				
所 在 地 (豊川市萩町)	地 積 (実 測)	地 積 (公 簿)	地目 (現況)	地目 (公簿)	区画
神田４８番２	５８３．００㎡	５８３．００㎡	宅地	宅地	A
堂ノ上３７番２１	９５．８２㎡	９５．８２㎡	宅地	宅地	
神田４８番２７	３２０．２９㎡	３２０．２９㎡	宅地	宅地	B
堂ノ上３７番２２	１２９．５４㎡	１２９．５４㎡	宅地	宅地	
神田４８番３２	４０２．０９㎡	４０２．０９㎡	宅地	宅地	C
神田４８番２９	４．２２㎡	４．２２㎡	宅地	宅地	D
堂ノ上３７番２３	４６５．３１㎡	４６５．３１㎡	宅地	宅地	
神田４９番６	０．３６㎡	０．３６㎡	宅地	宅地	E
神田４９番７	５３．７５㎡	５３．７５㎡	宅地	宅地	
堂ノ上１９番４	６６５．８４㎡	６６５．８４㎡	宅地	宅地	
堂ノ上１９番６	６１６．５４㎡	６１６．５４㎡	宅地	宅地	F
堂ノ上３６番５	２７．７５㎡	２７．７５㎡	宅地	宅地	
堂ノ上３６番６	７．０６㎡	７．０６㎡	宅地	宅地	
堂ノ上１９番８	９１４．４２㎡	９１４．４２㎡	宅地	宅地	G
堂ノ上３８番６	３９７．４５㎡	３９７．４５㎡	宅地	宅地	H
堂ノ上６０番４	６３５．２７㎡	６３５．２７㎡	宅地	宅地	I
堂ノ上３６番８	２４５．９０㎡	２４５．９０㎡	宅地	宅地	J
堂ノ上３７番２９	２７１．８３㎡	２７１．８３㎡	宅地	宅地	K

地 積 計	実測	５，８３６．４４㎡	公簿	５，８３６．４４㎡
-------	----	-----------	----	-----------

接 道 状 況	市道に接道（一部を除く）	
予 定 価 格	金 ９２，１７０，０００ 円 (１５，８００ 円／㎡ ５２，２０６ 円／坪)	
法 規 制 等	用 途 地 域	指定なし（市街化調整区域）
	容 積 率	２００％
	建 ぺ い 率	６０％
	高 さ 制 限	なし
	防 火 地 域	指定なし（建築基準法第２２条指定）
供 給 施 設	上 水 道	引込可
	下 水 道	なし
	ガ ス	プロパンガス
	電 気	引込可
交 通	バ ス	豊川市コミュニティバス 萩市民館 約０．５ｋｍ
	鉄 道	名鉄 名古屋本線 名電赤坂駅 約２．８ｋｍ
公 共 施 設	市 役 所	豊川市音羽支所 約３．１ｋｍ
	小 学 校	豊川市立萩小学校 約０．５ｋｍ
	中 学 校	豊川市立音羽中学校 約３．８ｋｍ

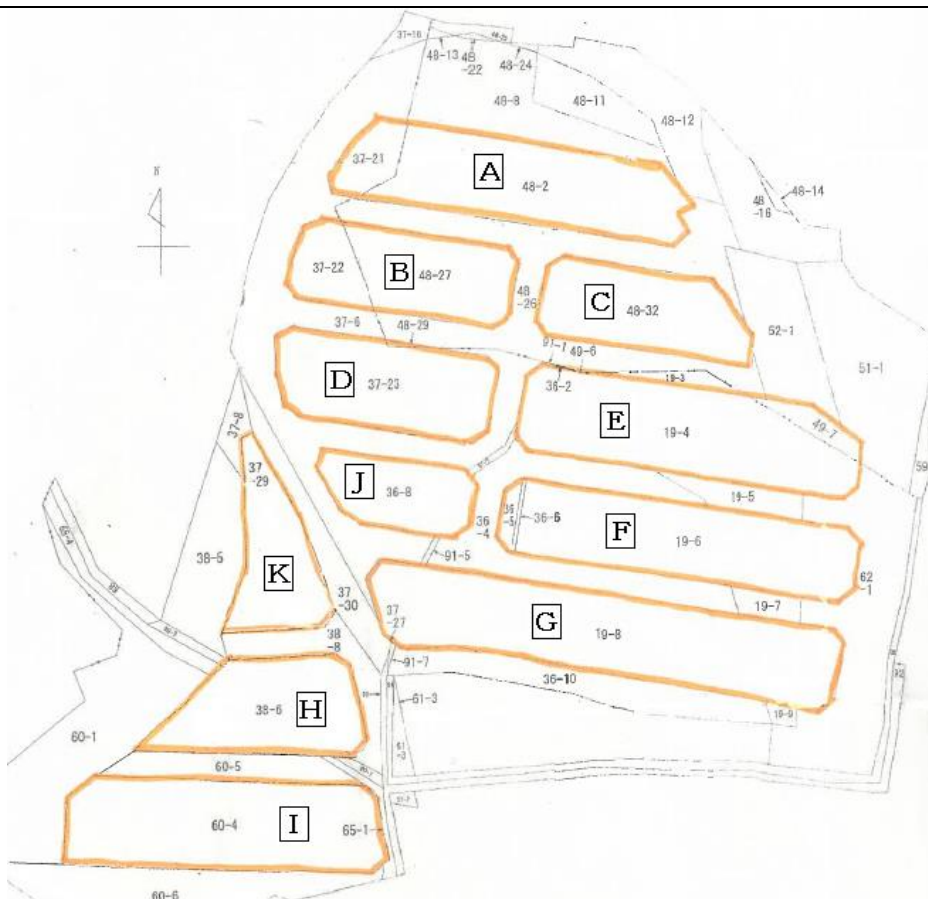
備 考	・市営萩住宅の跡地です。 ・平成２８年度、令和２年度～令和５年度に住宅の解体工事を実施しました。 ・解体工事の際の掘削（深さ４５ｃｍまで）では、地下埋設物は確認されませんでした。 ・境界確認を実施しました。（令和５年１月１０日） ・上水道配水管について、区画Ａ・Ｃ・Ｅの北に接する部分及び区画Ｆの北に接する部分の東側半分は布設されていないため、必要な場合は、豊川市水道整備課と調整の上、落札者において施工が必要となります。 ・道路について、区画Ｇ及び区画Ｉの南に接する道路は法定外道路であるため、接道はとることができません。 ・愛知県開発審査会基準第１７号について、区画Ｊ・Ｋ及び区画Ｆのうち３６-５・３６-６については、当該基準の用地には該当しません。 ・土地利用については、豊川市建築課に事前相談及び土地利用協議が必要となります。 ※公有財産入札要領(P2)土地利用に係る特約条件（建築課との調整事項）をご確認ください。 ・道路の整備、上水道配水管布設替えなど、契約締結後、詳細事項の打合せを関係部署と実施することが必要となります。 ※公有財産入札要領(P3)土地利用に係る特約条件（関係部署との打合せ事項）をご確認ください。
--------	--

物件番号 3 : 萩町神田 4 8 番 2 外 1 7 筆

位 置 図 (萩町神田 4 8 番 2 外 1 7 筆)



整 理 図



様式第 1 号

公有財産一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

豊川市長 殿

住所
申込人
氏名

(法人にあってはその所在地、名称及び代表者氏名)

(電話) ()

下記の土地の一般競争入札に申し込みます。

記

1 物件の表示

物件番号	所在地	地目	地積 (㎡)
1	豊川駅東土地区画整理事業 3 2 街区 6 画地	宅地	1 4 1 . 2 0

2 添付書類

- (1) 誓約書 (様式第 2 号)
- (2) 住民票 (個人の方のみ)
- (3) 法人登記簿謄本 (法人の方のみ)
- (4) 同意書兼市税滞納情報照会書 (様式第 3 号) (個人にあっては、豊川市に在住している者、法人にあっては豊川市に本店又は支店がある者のみ)

3 その他

複数による入札参加 (共有) を希望する場合は、連名で記入してください。

受 付 印	
-------------	--

様式第 1 号

公有財産一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

豊川市長 殿

住所
申込人
氏名

(法人にあってはその所在地、名称及び代表者氏名)

(電話) ()

下記の土地の一般競争入札に申し込みます。

記

1 物件の表示

物件番号	所在地	地目	地積 (㎡)
2	豊川市御津町西方揚浜 1 4 番 1	宅地	1, 6 4 3. 8 0

2 添付書類

- (1) 誓約書 (様式第 2 号)
- (2) 住民票 (個人の方のみ)
- (3) 法人登記簿謄本 (法人の方のみ)
- (4) 同意書兼市税滞納情報照会書 (様式第 3 号) (個人にあっては、豊川市に在住している者、法人にあっては豊川市に本店又は支店がある者のみ)

3 その他

複数による入札参加 (共有) を希望する場合は、連名で記入してください。

受付印	
-----	--

様式第 1 号

公有財産一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

豊川市長 殿

住所
申込人
氏名

(法人にあってはその所在地、名称及び代表者氏名)

(電話) ()

下記の土地の一般競争入札に申し込みます。

記

1 物件の表示

物件番号	所在地	地目	地積 (㎡)
3	豊川市萩町神田 4 8 番 2 外 1 7 筆	宅地	5, 8 3 6. 4 4

2 添付書類

- (1) 誓約書 (様式第 2 号)
- (2) 住民票 (個人の方のみ)
- (3) 法人登記簿謄本 (法人の方のみ)
- (4) 同意書兼市税滞納情報照会書 (様式第 3 号) (個人にあっては、豊川市に在住している者、法人にあっては豊川市に本店又は支店がある者のみ)

3 その他

複数による入札参加 (共有) を希望する場合は、連名で記入してください。

受付印	
-----	--

様式第 2 号

誓 約 書

下記事項について誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

1 現在、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していません。

2 過去 2 年間、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 1 号から第 7 号までの規定に該当したことはありません。

3 個人の場合

暴力団員又は暴力団若しくは暴力団の利益となる活動を行う者ではありません。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体の構成員ではありません。

4 法人の場合

役員が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体ではありません。

令和 年 月 日

豊 川 市 長 殿

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名)

様式第3号

同意書兼市税滞納情報照会書
同意書 令和 年 月 日 豊川市長 殿 この度、市有地売払の申込みを豊川市にするにあたり、豊川市財務部財産管理課が当方の市税の滞納の有無に関する情報を豊川市財務部収納課に照会・確認することに同意します。 (申請者) 住 所 氏 名 (法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名)
市税滞納情報照会書（市有地売払申請用） 令和 年 月 日 財務部収納課長 殿 財務部財産管理課長 上記の同意書に係る申請者の市税について、滞納の有無を回答願います。
市税滞納情報回答書（市有地売払申請用） 令和 年 月 日 財務部財産管理課長 殿 財務部収納課長 上記照会に係る申請書の市税について、下記のとおり証明する。 記 滞納の有無 有 ・ 無

様式第 4 号

入札保証金還付請求書及び口座振込依頼書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	一	円
	¥	4	9	3	0	0	0	

令和 7 年 9 月 1 7 日執行の、公有財産一般競争入札における上記入札保証金の還付を請求します。

令和 年 月 日

豊 川 市 長 殿

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名)

下記口座へ振り替えてください。

記

金融機関名	銀 行 信 用 金 庫 農 業 協 同 組 合		店
口 座 番 号		預金の種類	普通・当座
フリガナ 口座名義人			

様式第 4 号

入札保証金還付請求書及び口座振込依頼書

金 額	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	
	¥	1	8	2	0	0	0	0	円

令和 7 年 9 月 1 7 日執行の、公有財産一般競争入札における上記入札保証金の還付を請求します。

令和 年 月 日

豊 川 市 長 殿

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名)

下記口座へ振り替えてください。

記

金融機関名	銀 行 信 用 金 庫 農 業 協 同 組 合		店
口 座 番 号		預金の種類	普通・当座
フリガナ 口座名義人			

様式第 4 号

入札保証金還付請求書及び口座振込依頼書

金 額	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	
	¥	4	6	0	9	0	0	0	円

令和 7 年 9 月 1 7 日執行の、公有財産一般競争入札における上記入札保証金の還付を請求します。

令和 年 月 日

豊 川 市 長 殿

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名)

下記口座へ振り替えてください。

記

金 融 機 関 名	銀 行 信 用 金 庫 農 業 協 同 組 合			店
口 座 番 号		預金の種類 普通・当座		
フリガナ 口座名義人				

様式第 5 号

契約保証金充当申出書兼売払代金充当申出書

令和 年 月 日

豊川市長 殿

契約保証金充当申出書

令和 7 年 9 月 1 7 日執行の公有財産一般競争入札における落札物件について、公有財産一般競争入札の参加申込の際に納付した入札保証金を、全額契約保証金に充当願います。

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名)

売払代金充当申出書

令和 7 年 9 月 1 7 日執行の公有財産一般競争入札における落札物件に係る契約保証金全額を売払代金の一部として充当願います。

なお、売払代金残額については、契約締結後 3 0 日以内に納付します。

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名)

様式第 6 号

入 札 書

令和 年 月 日

豊 川 市 長 殿

住所

入札者

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名)

住所

代理人

氏名

下記のとおり入札します。

記

金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円

ただし、下記物件の価格

番 号	所在地	地目	地積 (㎡)
1	豊川駅東土地区画整理事業 3 2 街区 6 画地	宅地 (畑)	1 4 1 . 2 0

- (注) 1 金額の数字は算用数字を用い、金額の頭に「金」又は「¥」を記入してください。
- 2 複数による入札参加（共有）を希望する場合は共有者全員の住所、氏名を記載してください。
- 3 代理人により入札する場合は、本人の住所、氏名のほか、代理人の住所氏名を記載してください。

様式第 6 号

入 札 書

令和 年 月 日

豊 川 市 長 殿

住所

入札者

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名)

住所

代理人

氏名

下記のとおり入札します。

記

金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円

ただし、下記物件の価格

番 号	所在地	地目	地積 (㎡)
4	豊川市御津町西方揚浜 1 4 番 1	宅地	1 , 6 4 3 . 8 0

- (注) 1 金額の数字は算用数字を用い、金額の頭に「金」又は「¥」を記入してください。
- 2 複数による入札参加(共有)を希望する場合は共有者全員の住所、氏名を記載してください。
- 3 代理人により入札する場合は、本人の住所、氏名のほか、代理人の住所氏名を記載してください。

様式第 6 号

入 札 書

令和 年 月 日

豊 川 市 長 殿

住所

入札者

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名)

住所

代理人

氏名

下記のとおり入札します。

記

金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円

ただし、下記物件の価格

番 号	所在地	地目	地積 (㎡)
4	豊川市萩町神田 4 8 番 2 外 1 7 筆	宅地	5 , 8 3 6 . 4 4

- (注) 1 金額の数字は算用数字を用い、金額の頭に「金」又は「〒」を記入してください。
- 2 複数による入札参加(共有)を希望する場合は共有者全員の住所、氏名を記載してください。
- 3 代理人により入札する場合は、本人の住所、氏名のほか、代理人の住所氏名を記載してください。

様式第 7 号

委 任 状

令和 年 月 日

豊 川 市 長 殿

(代理人)

住所

氏名

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和 7 年 9 月 1 7 日執行に係る公有財産一般競争入札に関する一切
の権限

(委任者)

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名)